なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができる。その場合は、候補者毎にそれぞれ様式を作成すること。ただし、基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

ア　配置予定技術者の資格等

(ｱ)　主任技術者又は監理技術者は、次に掲げる基準のいずれかを満たす者とする（共同企業体の場合は、全構成員が下記に掲げる基準のいずれかを満たす者を配置することとする。）。

ａ　建設業法第７条第２号イ若しくはロに掲げる者（建設業法第７条第２号イ及びロに掲げる「実務経験」とは電気工事業とするものに限る。）。

ｂ　電気工事業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で建設業法施行規則第１条に規定する学科に合格した後５年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で同条に規定する学科に合格した後３年以上実務の経験を有する者。

ｃ　１級電気工事施工管理技士又は２級電気工事施工管理技士の資格を有する者。

ｄ　技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者。

ｅ　電気工事士法による第一種電気工事士免状の交付を受けた者又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し３年以上実務の経験を有する者。

ｆ　電気事業法による第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者であって、その免状の交付を受けた後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し５年以上実務の経験を有する者。

ｇ　建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第５項に規定する建築設備士となった後電気工事（電気工事業とするものに限る。）に関し１年以上実務の経験を有する者。

ｈ　一般社団法人日本計装工業会の行う一級計装士試験（登録計装試験）に合格した後電気工事に関し１年以上実務の経験を有する者。

ｉ　前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第７条第２号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認める者。ただし、電気工事業に限る（旧建設大臣が認定した者を含む。）。

ｊ　主任技術者にあっては、登録電気工事基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者又は登録計装基幹技能者における講習修了証を有する者。ただし、実務経験を有する建設業の種類は、電気工事業とする。

イ　配置予定技術者の工事経験

(ｱ)　平成23年度以降公告日までに、２⑷③アの要件を満たす工事を元請の技術者として従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者又は監理技術者が２⑷③アに掲げる工事の経験を有していればよい。

(ｲ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（電気工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ただし、第一次審査資料の提出時において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の申請手続中である場合は、監理技術者資格者証にあっては申請済みであることが確認できる資料、監理技術者講習修了証にあっては受講証明書の写し等を開札日の前日までに提出すること。

(ｳ)　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。なお、恒常的な雇用関係とは、第一次審査資料提出期限日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

(ｴ)　「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和５年３月13日付け国不建第601号）、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和６年３月26日付け国不建技第291号）、「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第357号）において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として配置していることが確認された場合は契約を解除することがある。

⑥　施設更新業務のうち、１⑸②イに掲げるＬＥＤ道路照明灯具等の選定・調達業務のみを実施する者はこの限りでなく、令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の北海道地域の競争参加資格を有する者であればよい。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年３月29日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（北海道開発局開発監理部会計課ほか）にて随時受け付けている。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　構成員のうち、１⑸③に掲げる工事監理業務を実施する者は、次の①から③の要件を満たさなければならない。

①　北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

②　平成28年度以降公告日までに完了した以下に示す業務において、１件以上の実績を有すること。ただし、北海道開発局委託業務成績評定要領及び地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）未満の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木又は電気通信工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務、電気通信設備設計における概略・予備・詳細設計業務、電気通信設備工事における監理技術者又は主任技術者の業務

③　次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を配置できること。

外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、第一次審査資料の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも第一次審査資料を提出することができるが、この場合、第一次審査資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、第一次審査結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。